

第五十七条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第五十七条の八 第八条、第十二条から第十五条まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十八条、第四十条、第四十一条及び第四十二条から第四十六条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十五条 (略)

(就労選択支援に関する情報提供)

第六十五条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第八十一条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十八条、第四十二条から第四十六条まで、第五十条及び第六十五条の二の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十四条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十六条まで、第五

第六十五条 (略)

(準用)

第八十一条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十八条、第四十二条から第四十六条まで及び第五十条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十四条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十六条まで、第五

十条、第六十五条の二、第六十八条、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

附則

第三條 (規模に関する経過措置等)
第三條 (略)

2 法第五条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)のうち平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始したものにおける第三十四条(第五十二条、第六十六条及び第八十四条において準用する場合を含む。)及び第五十四条第一項並びに第八十五条第四項の適用については、「離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とあるのは「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。

十条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

附則

第三條 (規模に関する経過措置等)
第三條 (略)

2 法第五条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)のうち平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始したものにおける第三十四条(第五十二条、第六十六条及び第八十四条において準用する場合を含む。)及び第五十四条第一項並びに第八十五条第四項の適用については、「離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とあるのは「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設)の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(障害者支援施設的一般原則)
 第三条 障害者支援施設の設置者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供す

(障害者支援施設的一般原則)
 第三条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、

るとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならぬ。

2 障害者支援施設の設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 (略)

4 障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設の設置者は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第十条 (職員) (略)

一 (略)

イ (略)

(2)(1) (略)

看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ)・(ロ) (略)

(二) (略)

(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 (略)

第十条 (職員) (略)

一 (略)

イ (略)

(2)(1) (略)

看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ)・(ロ) (略)

(二) (略)

(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

(3) (略)
ロ (略)
ハ イ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者(以下「機能訓練指導員」という。)に代えることができる。

ニ・ホ (略)
三 (略)
イ (略)

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(二) (略)
(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、一以上とする。

(四) (略)
ロ (略)

ハ イ(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

ニ一へ (略)
四一七 (略)

2一4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十七条 (略)

2 | 障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3 | 4 | (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意

(3) (略)
ロ (略)
ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者(以下「機能訓練指導員」という。)に代えることができる。

ニ・ホ (略)
三 (略)
イ (略)

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(二) (略)
(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

(四) (略)
ロ (略)

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

ニ一へ (略)
四一七 (略)

2一4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十七条 (略)

2 | 3 | (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

「向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

- 3| アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧把握しなければならない。

- 4| 5| (略)

- 6| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。))を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 7| サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

- 8| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。

- 9| 11| (略)
- 12| 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更にについて準用する。

- (サービス管理責任者の責務)
第十九条 (略)

- 2| サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第十九条の二 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議

- 3| 4| (略)

- 5| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6| サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

- 7| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- 8| 10| (略)
- 11| 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更にについて準用する。

- (サービス管理責任者の責務)
第十九条 (略)

において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2| 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

3| 障害者支援施設の設置者は、第一項の報告要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4| 前三項の規定は、障害者支援施設の設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第十九条の三 障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2| 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3| 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

（協力医療機関等）
第三十七条（略）

3| 2 障害者支援施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第一種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定

（協力医療機関等）
第三十七条（略）
2

する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。〔の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。〕

4 障害者支援施設を設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第十二条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第一条 (略)	第一条 (略)	第一条 (略)	第一条 (略)
修学資金等の種類 (略)	修学資金等の種類 (略)	修学資金等の種類 (略)	修学資金等の種類 (略)
免除の条件 (略)	免除の条件 (略)	免除の条件 (略)	免除の条件 (略)
免除の範囲 (略)	免除の範囲 (略)	免除の条件 (略)	免除の範囲 (略)
<p>看護職員 修学資金</p> <p>保健師助産師看護師 法(昭和二十三年法律 第二百三号。以下この 項において「法」とい う。)第十九条第一号、 法第二十条第一号、法 第二十一条第一号若し くは第二号若しくは法 第二十二号第一号の規 定に基づき文部科学省 令・厚生労働省令で定 める基準に適合するも のとして、文部科学大 臣が指定した学校若し くは学校教育法(昭和 二十二年法律二十六 号)による大学(短期 大学を除く。)又は法 第十九条第二号、法第 二十条第二号若しくは 法第二十一条第三号の 規定に基づき文部科学 省令・厚生労働省令で 定める基準に適合する ものとして、都道府県 知事が指定した保健師 養成所、助産師養成所 若しくは看護師養成所 若しくは法第二十二号 第一号の規定に基づき 知事が指定した准看護 師養成所(以下この項 において「看護職員養 成施設」と総称する。 (に在学する者で、将 来県内に所在する医療 法(昭和二十三年法律</p>	<p>看護職員 修学資金</p> <p>保健師助産師看護師 法(昭和二十三年法律 第二百三号。以下この 項において「法」とい う。)第十九条第一号、 法第二十条第一号、法 第二十一条第一号若し くは第二号若しくは法 第二十二号第一号の規 定に基づき文部科学省 令・厚生労働省令で定 める基準に適合するも のとして、文部科学大 臣が指定した学校若し くは学校教育法(昭和 二十二年法律二十六 号)による大学(短期 大学を除く。)又は法 第十九条第二号、法第 二十条第二号若しくは 法第二十一条第三号の 規定に基づき文部科学 省令・厚生労働省令で 定める基準に適合する ものとして、都道府県 知事が指定した保健師 養成所、助産師養成所 若しくは看護師養成所 若しくは法第二十二号 第一号の規定に基づき 知事が指定した准看護 師養成所(以下この項 において「看護職員養 成施設」と総称する。 (に在学する者で、将 来県内に所在する医療 法(昭和二十三年法律</p>		

第二百五号) 第七条の規定により許可を受けた病院、同法第一条の五に規定する診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第七条第二項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関、母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号) 第二十二條に規定する母子健康包括支援センター(助産師として業務に従事する場合に限る。)、地域保健法(昭和二十二年法律第一号) 第二十四条第二項第一号に規定する特定町村(保健師として業務に従事する場合に限る。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護に限る。)を行う事業所(以下この項において「訪問看護事業所」という。)、又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号) 第十一条第一号に規定する福祉施設(以下この項において「医療機関等」と総称する。)(において法第二条、法第三条、法第五条又は法第六条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護職員」と総称する。))として、その業務に従事しようとするもの及び学校教育法による大学院の修士課程(これと同等以上と知事が認める外国における教育機関を含む。以下この項において「大学院修士課程」という。)(に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来医療機関等において、看護職員の業務に

略

略

第二百五号) 第七条の規定により許可を受けた病院、同法第一条の五に規定する診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第六条の二の二第三項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関、母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号) 第二十二條に規定する母子健康包括支援センター(助産師として業務に従事する場合に限る。)、地域保健法(昭和二十二年法律第一号) 第二十四条第二項第一号に規定する特定町村(保健師として業務に従事する場合に限る。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護に限る。)を行う事業所(以下この項において「訪問看護事業所」という。)、又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号) 第十一条第一号に規定する福祉施設(以下この項において「医療機関等」と総称する。)(において法第二条、法第三条、法第五条又は法第六条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護職員」と総称する。))として、その業務に従事しようとするもの及び学校教育法による大学院の修士課程(これと同等以上と知事が認める外国における教育機関を含む。以下この項において「大学院修士課程」という。)(に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来医療機関等において、看護職

略

略

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	従事しようとするものに対し、その者の修学上の便宜を図るため貸し付けた修学資金					員の業務に従事しようとするものに対し、その者の修学上の便宜を図るため貸し付けた修学資金	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(施設及び業務) 第三条 (略)		(施設及び業務) 第三条 (略)	
施設 (略)	業務 (略)	施設 (略)	業務 (略)
一 若草園	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設として、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能の習得のために支援すること。	一 若草園	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設として、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。
二 若草園	2 (略)	二 若草園	2 (略)
三 若草療育園	1 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活における基本的な動作の支援を行うこと。	三 若草療育園	1 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと。
四 (略)	(略)	四 (略)	(略)
五 児童発達支援センター	児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。	五 児童発達支援センター	児童福祉法第四十三条第一号に規定する医療型児童発達支援センターとして肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。
六 (略)	(略)	六 (略)	(略)
七 (略)	(略)	七 (略)	(略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
(施設及び業務) 第三条 (略)											
2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">施設 一 福山若草 育成園</td> <td style="text-align: center;">業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条に規定する児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。 </td> </tr> </table>	施設 一 福山若草 育成園	業務	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条に規定する児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。		2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">施設 一 福山若草 育成園</td> <td style="text-align: center;">業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。 </td> </tr> </table>	施設 一 福山若草 育成園	業務	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。	
施設 一 福山若草 育成園	業務										
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条に規定する児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。											
施設 一 福山若草 育成園	業務										
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。											

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第十五条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
(精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当) 第十一条 (略)											
2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">施設 一 福山若草 育成園</td> <td style="text-align: center;">業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条に規定する児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。 </td> </tr> </table>	施設 一 福山若草 育成園	業務	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条に規定する児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。		2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">施設 一 福山若草 育成園</td> <td style="text-align: center;">業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。 </td> </tr> </table>	施設 一 福山若草 育成園	業務	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。	
施設 一 福山若草 育成園	業務										
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条に規定する児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。											
施設 一 福山若草 育成園	業務										
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。											

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)
 第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任

意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十八年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第二項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条の二第二項の規定に基づき、任意入院者（法第二十一条第二項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。）の症状等の報告に関し必要な事項を定める。</p> <p>（報告）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第二項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「省令」という。）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第三十八条の二第二項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日以後において、任意入院者の入院の日の属する月の翌月以降の十二月ごとの各月に行わなければならない。ただし、任意入院者が省令第二十条の四第二号に規定する要件に該当するときは、当該任意入院者の入院の日から起算して十二月を経過する日までの間は、六月ごとの各月に行わなければならない。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条の二第三項の規定に基づき、任意入院者（法第二十一条第二項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。）の症状等の報告に関し必要な事項を定める。</p> <p>（報告）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「省令」という。）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日以後において、任意入院者の入院の日の属する月の翌月以降の十二月ごとの各月に行わなければならない。ただし、任意入院者が省令第二十条の四第二号に規定する要件に該当するときは、当該任意入院者の入院の日から起算して十二月を経過する日までの間は、六月ごとの各月に行わなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条、第七条及び第十条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」

という。) 附則第十一条の規定により、一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。) 第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。) 第八十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新設備運営基準条例第八十一条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に設置している第一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「旧設備運営基準条例」という。) 第八十条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第八十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に設置している旧設備運営基準条例第八十条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第八十一条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

6 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。) 第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

7 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

8 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「旧指定通所支援基準条例」という。) 第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達

支援事業所については、新指定通所支援基準条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

10 新指定通所支援基準条例第二十六条の二（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第七十条、第七十条の二、第七十三条及び第七十三条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第二十六条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

11 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第八十三条の七（新指定障害福祉サービス基準条例第八十六条の二十一において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第八十六条の九の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第八十三条の七第一項及び第二項並びに第八十六条の九第一項及び第二項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第八十三条の七第三項及び第八十六条の九第三項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

12 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第八条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第三項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

13 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第二十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

14 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第十一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新障害者支援施設基準

条例」という。)第十九条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第三項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

15 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準条例第十九条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

(提案理由)

児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等及び基準省令の改正を踏まえ、児童発達支援の類型が一元化されることなどに伴い、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十六号議案

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例案

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例

(社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第一条 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平
成二十四年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
<p>社会福祉法に基づく女性自立支援 施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例</p> <p>(趣旨) 第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六 年法律第四十五号。以下「法」という。)第 六十五条第一項の規定に基づき、社会福祉施 設のうち、女性自立支援施設(困難な問題を 抱える女性への支援に関する法律(令和四年 法律第五十二号)第十二条第一項に規定する 女性自立支援施設をいう。以下同じ。)の設 備及び運営に関する基準(以下「最低基準」 という。)を定めるものとする。</p> <p>(基本方針) 第二条 女性自立支援施設は、入所者(女性自 立支援施設に入所する困難な問題を抱える女 性への支援に関する法律第一条に規定する困 難な問題を抱える女性、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 十三年法律第三十一号)第一条第二項の被害 者その他保護を要する女性をいう。)及び入</p>	<p>社会福祉法に基づく婦人保護施設 の設備及び運営に関する基準を定 める条例</p> <p>(趣旨) 第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六 年法律第四十五号。以下「法」という。)第 六十五条第一項の規定に基づき、社会福祉施 設のうち、婦人保護施設(売春防止法(昭和 三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保 護施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営 に関する基準(以下「最低基準」という。)を 定めるものとする。</p> <p>(基本方針) 第二条 婦人保護施設は、入所者(婦人保護施 設に入所する売春防止法第三十四条第三項の 要保護女子、配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律(平成十三年法律 第三十一号)第一条第二項の被害者その他保 護を要する女性をいう。)及び入所者に同伴 する家族(以下「同伴家族」という。)(以</p>

所者に同伴する家族（以下「同伴家族」という。）（以下「入所者等」という。）に対し、健全な環境の下で、女性の人權に関する高い識見と専門性を有する職員により、入所者が社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を営むための支援その他の適切な支援を行うよう努めなければならない。

（最低基準と女性自立支援施設）

第三条 女性自立支援施設は、最低基準を超えて、常に、その設備（建物を含む。次項において同じ。）及び運営を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している女性自立支援施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（職員配置の基準）

第四条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。

一 施設長

一 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（施設長の資格要件）

第五条 施設長は、女性自立支援施設を運営するにあたって女性の人權に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又は社会福祉事業（法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に三年以上従事した者であること。

二（略）

三 心身ともに健全な者であること。

下「入所者等」という。）に対し、健全な環境の下で、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員により、入所者が社会において自立した生活を営むための支援その他の適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（最低基準と婦人保護施設）

第三条 婦人保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備（建物を含む。次項において同じ。）及び運営を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している婦人保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（職員）

第四条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員その他当該婦人保護施設の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあっては、調理員を置かないことができる。

一 施設長

一 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（施設長の資格要件）

第五条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又は社会福祉事業（法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）若しくは更生保護事業（更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第一条第一項に規定する更生保護事業をいう。）に三年以上従事した者であること。

二（略）

(構造設備の一般原則)

第六条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

(設備の基準)

第七条 女性自立支援施設の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であつて、火災の際の入所者の安全性が確保されていると認められるものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一―三 (略)

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一―九 (略)

十 作業室（第十三条第一項の規定により就労に関する支援等を行うための設備をいう。）

十一―十四 (略)

4 (略)

一 (略)

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

四 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

5 前項に規定するもののほか、女性自立支援施設の設備の基準は、次に掲げるところによる。

一―三 (略)

(居室の定員)

第八条 一の居室に入所させる人員は、原則として一人とする。

21 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(構造設備の一般原則)

第六条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

(設備の基準)

第七条 婦人保護施設の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災の際の入所者の安全性が確保されていると認められるものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一―三 (略)

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一―九 (略)

十 作業室（第十一条第一項の規定により就労に関する指導及び援助を行うための設備をいう。）

十一―十四 (略)

4 (略)

一 (略)

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

5 前項に規定するもののほか、婦人保護施設の設備の基準は、次に掲げるところによる。

一―三 (略)

(居室の定員)

第八条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(非常災害対策)

第九条 女性自立支援施設の設置者は、非常災害に対処するための具体的な計画(第十一条第四項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第十条 女性自立支援施設の設置者は、入所者等の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び次条第四項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 女性自立支援施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第十一条 女性自立支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者等に対する支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 女性自立支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4| 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(健康診断及び衛生管理)

第十二条 女性自立支援施設の設置者は、入所者に対し、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、居室その他入所者等が常時使用する設備を、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、入所者等の

(非常災害対策)

第九条 婦人保護施設の設置者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立てなければならない。

2 婦人保護施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(健康診断及び衛生管理)

第十条 婦人保護施設の設置者は、入所者に対し、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設の設置者は、居室その他入所者等が常時使用する設備を、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設の設置者は、入所者等の使用

使用する食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設（設置者は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。）

（自立支援等）

第十三条 女性自立支援施設の設置者は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、入所者の個人の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

（食事の提供）

第十四条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者等の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 (略)

第十五条 (給付金として支払を受けた金銭の管理)

女性自立支援施設の設置者は、入所者に係る知事が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一一四 (略)

（帳簿の整備等）

第十六条 女性自立支援施設の設置者は、設備、職員、会計及び入所者等の支援の状況（第十三条第三項に規定する個別支援計画、前条第三号に規定する記録及び第十八条第二項に規定する記録を含む。）を明らかにする帳簿を整備し、備え付けなければならない。

する食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（自立の支援）

第十一条 婦人保護施設の設置者は、入所者が自立し、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、入所者ごとに自立促進計画を定め、当該計画に従って入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の規定による自立促進計画の作成並びに指導及び援助に当たっては、入所者の意思を尊重しなければならない。

3 婦人保護施設の施設長は、入所者の基本的な生活習慣の習得を支援するため、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する規程を定めなければならない。

（給食）

第十二条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 (略)

3 栄養士を置かない婦人保護施設の設置者は、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

第十三条 (給付金として支払を受けた金銭の管理)

婦人保護施設の設置者は、入所者に係る知事が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一一四 (略)

（帳簿の整備等）

第十四条 婦人保護施設の設置者は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況（第十一条第一項に規定する自立促進計画、前条第三号に規定する記録及び第十六条第二項に規定する記録を含む。）を明らかにする帳簿を整備し、備え付けなければならない。

(秘密保持)

- 第十七条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 女性自立支援施設の設置者は、当該女性自立支援施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第十八条 女性自立支援施設の設置者は、入所者等に対して行った支援に関する当該入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 女性自立支援施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 女性自立支援施設の設置者は、入所者等に対して行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 女性自立支援施設の設置者は、知事から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

- 5 女性自立支援施設の設置者は、法第八十五条第一項の規定により運営適正化委員会が行う調査に誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

(関係機関との連携)

- 第十九条 女性自立支援施設の設置者は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九十九条に規定する女性相談支援センター、同法第十一条第一項及び第二項に規定する女性相談支援員及び困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、法に定める福祉に関する事務所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条に規定する児童相談所、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設、地域保健法（昭和二十二年法律第一号）に定める保健所、医療機関、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第三項に規定する公共職業能力開発施設、教育機関、都道府県警察、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター、配偶者からの暴力

(秘密保持)

- 第十五条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第十六条 婦人保護施設の設置者は、入所者に対して行った処遇に関する当該入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 婦人保護施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 婦人保護施設の設置者は、入所者に対して行った処遇に関し、婦人相談所（売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 婦人保護施設の設置者は、婦人相談所から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

- 5 婦人保護施設の設置者は、法第八十五条第一項の規定により運営適正化委員会が行う調査に誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

(関係機関との連携)

- 第十七条 婦人保護施設の設置者は、婦人相談所、法に定める福祉に関する事務所、都道府県警察、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する公共職業安定所、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第三項に規定する公共職業能力開発施設その他の関係機関及び売春防止法第三十五条第一項及び第二項に規定する婦人相談員、母子及び父子並びに寡婦福祉法第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

の防止及び被害者の保護等に関する法律第三
 条第一項に規定する配偶者暴力相談支援セン
 ター、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和
 三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に
 規定する母子・父子福祉団体その他の関係機
 関及び同法第八条第一項に規定する母子・父
 子自立支援員、民生委員法（昭和二十三年法
 律第九十八号）に定める民生委員、児童福
 祉法に定める児童委員、保護司法（昭和二十
 五年法律第二百四号）に定める保護司その他
 の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第二十條 女性自立支援施設の設置者及びその
 職員は、作成、保存その他これらに類するも
 ののうち、この条例の規定において書面（書
 面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、
 複本その他文字、図形等人の知覚によって認
 識することができる情報が記載された紙その
 他の有体物をいう。以下この条において同じ。
 ）で行うことが規定されている又は想定され
 るものについては、書面に代えて、当該書面
 に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
 その他人の知覚によっては認識することがで
 きない方式で作られる記録であつて、電子計
 算機による情報処理の用に供されるものをい
 う。）により行うことができる。

（規則への委任）

第二十一條 この条例に定めるもののほか、女
 性自立支援施設の設備及び運営に関して必要
 な事項は、規則で定める。

（電磁的記録）

第十七條の二 婦人保護施設の設置者及びその
 職員は、作成、保存その他これらに類するも
 ののうち、この条例の規定において書面（書
 面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、
 複本その他文字、図形等人の知覚によって認
 識することができる情報が記載された紙その
 他の有体物をいう。以下この条において同じ。
 ）で行うことが規定されている又は想定され
 るものについては、書面に代えて、当該書面
 に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
 その他人の知覚によっては認識することがで
 きない方式で作られる記録であつて、電子計
 算機による情報処理の用に供されるものをい
 う。）により行うことができる。

（規則への委任）

第十八條 この条例に定めるもののほか、婦人
 保護施設の設備及び運営に関して必要な事項
 は、規則で定める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二條 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部
 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
 に改正する。

改正後	改正前
<p>第七條 （社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当） （略） 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十 四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年 法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法 （昭和三十五年法律第三十七号）、老人福 祉法（昭和三十八年法律第三十三号）、 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭 和三十九年法律第二百二十九号）及び困難な 問題を抱える女性への支援に関する法律（ 令和四年法律第五十二号）の現業事務に従</p>	<p>第七條 （社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当） （略） 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十 四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年 法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法 （昭和三十五年法律第三十七号）、老人福 祉法（昭和三十八年法律第三十三号）、 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭 和三十九年法律第二百二十九号）及び売春防 止法（昭和三十一年法律第十八号）の現 業事務に従事する職員及びこれらの現業事</p>

<p>事する職員及びこれらの現業務の指導監督を行う職員</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>務の指導監督を行う職員</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

(広島県行政機関設置条例の一部改正)

第三条 広島県行政機関設置条例(昭和三十九年広島県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(子ども家庭センター)</p> <p>第六条 地方自治法第五十六条第一項の規定により、児童の福祉、困難な問題を抱える女性の相談及び支援等並びに知的障害者の福祉等に関する事務を分掌させるため、子ども家庭センターを置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第九條第三項第二号に掲げる事務については、広島県西部子ども家庭センターで行うものとする。</p> <p>4 広島市における困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九條第三項各号に掲げる事務については、広島県西部子ども家庭センターで行うものとする。</p> <p>5 広島県西部子ども家庭センターを児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十二條第一項に規定する児童相談所、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九條第一項に規定する女性相談支援センター及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二條第一項に規定する知的障害者更生相談所とし、広島県東部子ども家庭センター及び広島県北部子ども家庭センターを児童福祉法第十二條第一項に規定する児童相談所及び知的障害者福祉法第十二條第一項に規定する知的障害者更生相談所とする。</p>	<p>(子ども家庭センター)</p> <p>第六条 地方自治法第五十六条第一項の規定により、児童の福祉、要保護女子の相談及び指導等並びに知的障害者の福祉等に関する事務を分掌させるため、子ども家庭センターを置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四條第三項第三号に掲げる事務については、広島県西部子ども家庭センターで行うものとする。</p> <p>4 広島市における売春防止法第三十四條第三項各号に掲げる事務については、広島県西部子ども家庭センターで行うものとする。</p> <p>5 広島県西部子ども家庭センターを児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十二條第一項に規定する児童相談所、売春防止法第三十四條第一項に規定する婦人相談所及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二條第一項に規定する知的障害者更生相談所とし、広島県東部子ども家庭センター及び広島県北部子ども家庭センターを児童福祉法第十二條第一項に規定する児童相談所及び知的障害者福祉法第十二條第一項に規定する知的障害者更生相談所とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の社会福祉法に基づく婦人保護施設の設定及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧条例」という。)第五条の規定により施設長に任用されている者は、第一条の規定による改正後の社会福祉法に基づく

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第五条の規定により任用された者とみなす。

3 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、新条例第七条第四項第一号イ及び第八条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第七条第四項第一号イ及び第八条の規定によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りではない。

(提案理由)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設定及び運営に関する基準が制定されたことを踏まえ、安全計画の策定等を義務付けることなど、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十七号議案

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例案

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>7-12 (略)</p> <p>第十七条の三 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第十七条の四 養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</p> <p>一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>7-12 (略)</p> <p>第十七条の三 (略)</p>

- 常時確保していること。
- 二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2| 養護老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならぬ。
- 3| 養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4| 養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5| 養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6| 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十条（職員の配置の基準） （略）</p>	<p>第十条（職員の配置の基準） （略）</p>

9) 特別養護老人ホーム(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第一条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十八号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第二百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十九号)第二百一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等指定地域密着型通所介護事業所(介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。以下同じ。)、併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム、法第二十條の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。))に併設されている事業所において行われる同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)(の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる同法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う事業所

が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(緊急時等の対応)

第十七条の二 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十条第一項第二号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2| 特別養護老人ホームの設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(施設長の責務)

第十八条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第二十条の二 (略)

(協力医療機関等)

第二十条の三 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2| 特別養護老人ホームの設置者は、一年に一

(緊急時等の対応)

第十七条の二 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(施設長の責務)

第十八条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第二十条の二 (略)

回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3| 特別養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4| 特別養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5| 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6| 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第二十三条の二（略）

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第二十三条の三 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（勤務体制等）

第三十一条（略）

2・3（略）

4| ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5|（略）

（準用）

第二十三条の二（略）

（勤務体制等）

第三十一条（略）

2・3（略）

4|（略）

（準用）

第三十三条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の三までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第二十七条及び第二十九条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の三まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)
第三十七条 (略)

2-10 (略)
11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第七項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第三十三条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の三までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第二十七条及び第二十九条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の三まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)
第三十七条 (略)

2-10 (略)
11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所（介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第九項に規定する短期入所生活介護を行う事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（同法第五十三条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第七項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定地域密着型通所介護事業所（同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）、指定介護予防短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる同法第五十四条の

13 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に同法第七十八条の四第二項又は第一百五十五条の十四第二項に基づいて定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

14 (略)

(準用)
第三十九条 第二条から第八条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第二十三条の三までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第三十八条及び第三十九条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第二十三条の三まで」と読み替えるものとする。

(準用)
第四十四条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第

二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に同法第七十八条の四第二項又は第一百五十五条の十四第二項に基づいて定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

14 (略)

(準用)
第三十九条 第二条から第八条まで、第十一条から第十四条まで、第十六条から第二十三条の二までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二まで」とあるのは「第三十八条及び第三十九条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第二十三条の二まで」と読み替えるものとする。

(準用)
第四十四条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第

十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の三まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第四十三条並びに第四十四条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の三まで、第二十七條、第二十九条、第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の二まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二まで」とあるのは「第四十三条並びに第四十四条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の二まで、第二十七條、第二十九条、第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第五条 (略) 2-10 (略) 11 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第二百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）第二百一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合において、当該指定短期入所生活介護事業</p>	<p>(従業者の員数) 第五条 (略) 2-10 (略)</p>

所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所（法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）、併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）、事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条の二十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）、の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所（法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）、又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第二十三項に規定する複合型サービスであつて、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスを行う事業所をいう。）、が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（緊急時等の対応）

（緊急時等の対応）

第十八条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ第五条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第十九条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(衛生管理等)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二―四 (略)

(協力医療機関等)

第二十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の

第十八条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ第五条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第十九条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(衛生管理等)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二―四 (略)

(協力病院等)

第二十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

- 3| 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4| 指定介護老人福祉施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5| 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

- 6| (略)

第三十条の二 (略)

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十条の三 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第三十九条 (略)
(勤務体制等)

- 2・3 (略)

- 4| ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

- 5| (略)

- 2| (略)

第三十条の二 (略)

第三十九条 (略)
(勤務体制等)

- 2・3 (略)

- 4| (略)

(準用)
第四十一条 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の三までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条」とあるのは「第三十八条」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の三まで」と、第二十一条中「第十五条」とあるのは「第四十一条において準用する第十五条」と、第二十一条第五号中「第十四条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、第二十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十一条において準用する第二十九条第二項」と、第二十一条第七号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十一条において準用する第三十条第三項」と読み替えるものとする。

附則

(経過措置)

第二条 平成十二年四月一日において現に存していた特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。))第二十条の規定による改正前の老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。)について第六条第一項第一号の規定を適用する場合には、同条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「原則として一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする」とあるのは「原則として四人とすること」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

(準用)
第四十一条 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条」とあるのは「第三十八条」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二まで」と、第二十一条中「第十五条」とあるのは「第四十一条において準用する第十五条」と、第二十一条第五号中「第十四条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、第二十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十一条において準用する第二十九条第二項」と、第二十一条第七号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十一条において準用する第三十条第三項」と読み替えるものとする。

附則

(経過措置)

第二条 平成十二年四月一日において現に存していた特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。))第二十条の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。)について第六条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「原則として一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする」とあるのは「原則として四人とすること」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(従業者の員数)

第四条 (略)

2―5 (略)

6 (略)

- 一・二 (略)
- 三 病床数百以上の病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士

7 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等

第十七条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2―4 (略)

(管理者による管理)

第二十条 (略)

- 一 当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合 他の事業所、施設等の職務

二 (略)

(衛生管理等)

第二十六条の二 (略)

2 (略)

- 一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 (略)

改正前

(従業者の員数)

第四条 (略)

2―5 (略)

6 (略)

- 一・二 (略)
- 三 病床数百以上の病院 栄養士若しくは管理栄養士
- 四 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設 介護支援専門員

7 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等

第十七条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2―4 (略)

(管理者による管理)

第二十条 (略)

- 一 当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

二 (略)

(衛生管理等)

第二十六条の二 (略)

2 (略)

- 一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 (略)

(協力医療機関等)

- 第二十七条 介護老人保健施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2| 介護老人保健施設の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならぬ。
- 3| 介護老人保健施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4| 介護老人保健施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5| 介護老人保健施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6| (略)

第三十一条の二 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討す

(協力病院)

第二十七条 介護老人保健施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2| (略)

第三十一条の二 (略)

るための委員会の設置)

第三十一条の三 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービス向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4| ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5| (略)

(準用)

第四十二条 第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の三までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十三条」とあるのは「第三十九条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の三まで」と、第二十二條中「第十五条」とあるのは「第四十二条において準用する第十五条」と、第二十二條第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十条第二項」と、第二十二條第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4| (略)

(準用)

第四十二条 第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の三までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十三条」とあるのは「第三十九条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二まで」と、第二十二條中「第十五条」とあるのは「第四十二条において準用する第十五条」と、第二十二條第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十条第二項」と、第二十二條第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

（管理者）
第七条（略）

2（略）
3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者又は管理者の職務に従事することができる。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）
第十七条（略）

一・二（略）
三 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
五・六（略）

（管理者）
第二十九条（略）

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（管理者）
第三十五条（略）

2（略）
3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）
第三十九条 指定訪問入浴介護は、次項から第八項までに定めるところにより提供するものとする。

2・3（略）

4 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や

（管理者）
第七条（略）

2（略）
3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者又は管理者の職務に従事することができる。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）
第十七条（略）

一・二（略）
三・四（略）

（管理者）
第二十九条（略）

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（管理者）
第三十五条（略）

2（略）
3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）
第三十九条 指定訪問入浴介護は、次項から第六項までに定めるところにより提供するものとする。

2・3（略）

むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

5| 訪問入浴介護従業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6| 8 (略)

(管理者)

第四十五条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(管理者)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第八十五条 指定通所介護は、次項から第八項までに定めるところにより提供するものとする。

2・3 (略)

4| 通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

5| 通所介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6| 8 (略)

(管理者)

第七十七条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

4| 6 (略)

(管理者)

第四十五条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(管理者)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第八十五条 指定通所介護は、次項から第六項までに定めるところにより提供するものとする。

2・3 (略)

4| 6 (略)

(管理者)

第七十七条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)
第二百二十条 (略)

2 前項第四号の栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十三条において同じ。))の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。))が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3・4 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。))については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)法、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。)、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「病院等基準条例」という。)、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。)、介護保険法に

(従業者)
第二百二十条 (略)

2 前項第四号の栄養士は、前項の規定にかかわらず、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十三条において同じ。))の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。))が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3・4 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。))については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。）、この条例（特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）、指定介護予防サービス等基準条例（介護予防特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）又は法第七十八条の四第一項の規定による市町の条例（地域密着型特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6―13 (略)

(管理者)

第二百一十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第二百二十七条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

6―5 (略)

指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7―1 (略)

第三百三十三条 (略)

6―13 (略)

(管理者)

第二百一十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第二百二十七条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 (略)

6―1 (略)

第三百三十三条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第百三十三条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(設備及び備品等)
第百三十七条 (略)

2-4 (略)

5 第百二十条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準条例第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合については、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することであるとする。

6-8 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第百四十条 (略)

2-7 (略)

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 (略)

(勤務体制の確保等)
第百四十三条 (略)

2-3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(設備及び備品等)
第百三十七条 (略)

2-4 (略)

5 第百二十条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号)第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合については、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することであるとする。

6-8 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第百四十条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

(勤務体制の確保等)
第百四十三条 (略)

2-3 (略)

51 (略)

(準用)
第四百四十五条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十八条、第三十条、第三十一条、第三十三條の二及び第三十四條(第八十七條の二の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十四条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四百四十二条」と読み替えるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)
第四百四十六条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。))の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。))の事業を行う事業所をいう。以下同じ。))若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)
第四百四十七条 (略)

2-4 (略)
5 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律(この条例(指定通所介護事業所に係る部分に限る。))及び法第七十八条の四第一項の規定による市町の条例(指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る部分に限る。))に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6 (略)

(管理者)
第四百四十八条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当短

41 (略)

(準用)
第四百四十五条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十八条、第三十条、第三十一条及び第三十四條の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十四条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四百四十二条」と読み替えるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)
第四百四十六条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。))の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。))の事業を行う事業所をいう。以下同じ。))若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)
第四百四十七条 (略)

2-4 (略)
5 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6 (略)

(管理者)
第四百四十八条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当短

期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第二百五十三条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たるとする従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第三十六條に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第六十三條において同じ。))を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第二百五十三条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たるとする従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第三十六條に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第六十三條において同じ。))を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

21

指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。))第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。))である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要

2| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が診療所（前項に該当するものを除く。）である場合には、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上とする。

4| (略)

5| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

6| 指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十七条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第百五十四条 (略)

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第三十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。）に関するものを除く。

とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前項に該当するものを除く。）である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

4| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が診療所（前二項に該当するものを除く。）である場合には、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上とする。

5| (略)

6| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

7| 指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十七条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第百五十四条 (略)

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下一

）を有すること。

二 削除

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医療法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 (略)

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準条例第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第六十七條及び第七十三條において同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所については、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるものとする。

3 (略)

(対象者)

第百五十五条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

介護老人保健施設基準条例」という。)第三十三條に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。)に関するものを除く。)を有すること。

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十一号。以下「介護療養型医療施設基準条例」という。))第三十三條に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。))である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 (略)

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例(平成三十年広島県条例第四号))第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第六十七條及び第七十三條において同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所については、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるものとする。

3 (略)

(対象者)

第百五十五条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。))第四條第二項に規定する病床により構成される病棟を

いう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

61 (指定短期入所療養介護の取扱方針)
第百五十七条 (略)

2-5 (略)

61 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

71 (略)

(定員の遵守)
第百六十三条 (略)

一・二 (略)

- 三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 四 (略)

(準用)

第百六十四条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第百二十七条の二、第百二十四条、第百二十五条第二項及び第百三十三条の二の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八十七条の二中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十七条の二第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従事者」と、第百二十四条中「第百三十二条」とあるのは「第百六十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)
第百五十七条 (略)

2-5 (略)

いう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

61 (略)

(定員の遵守)
第百六十三条 (略)

一・二 (略)

- 三 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 四 診療所(第二号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 五 (略)

(準用)

第百六十四条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第百二十七条の二、第百二十四条及び第百二十五条第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八十七条の二中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十七条の二第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従事者」と、第百二十四条中「第百三十二条」とあるのは「第百六十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第百六十七条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

第百六十七条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。
 - 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
 - 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
 - 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
 - 五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。
- 21 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。
- 一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット型及び浴室を有しなければならない。
 - 二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - イ ユニット病室
 - (1) 病室
 - (イ) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められ

- る場合は、二人とすることができ
ること。
- (二) 病室は、いずれかのユニットに属
するものとし、当該ユニットの共同
生活室に近接して一体的に設けるこ
と。ただし、一のユニットの利用者
の定員は、原則としておおむね十人
以下とし、十五人を超えないものと
すること。
- (三) 一の病室の床面積等は、十・六五
平方メートル以上とすること。ただ
し、(一)ただし書の場合にあつては、
二十一・三平方メートル以上とする
こと。
- (四) プザ―又はこれに代わる設備を設
けること。
- (2) 共同生活室
- (一) 共同生活室は、いずれかのユニッ
トに属するものとし、当該ユニット
の利用者が交流し、共同で日常生活
を営むための場所としてふさわしい
形状を有すること。
- (二) 一の共同生活室の床面積は、二平
方メートルに当該共同生活室が属す
るユニットの利用者の定員を乗じて
得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。
洗面設備
- (一) 病室ごとに設けること、又は共同
生活室ごとに適当数設けること。
- (二) 身体の不自由な者が使用するのに
適したものとすること。
- (4) 便所
- (一) 病室ごとに設けること、又は共同
生活室ごとに適当数設けること。
- (二) プザ―又はこれに代わる設備を設
けるとともに、身体の不自由な者が
使用するのに適したものとすること。
- ロ 廊下幅
- 一・八メートル以上とすること。ただ
し、中廊下の幅は、二・七メートル以
上とすること。
- ハ 機能訓練室
- 内法による測定で四十平方メートル以
上の床面積を有し、必要な器械及び器具
を備えること。
- ニ 浴室
- 身体の不自由な者が入浴するのに適し
たものとすること。
- 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら
当該ユニット型指定短期入所療養介護事業
所の用に供するものでなければならぬ。
ただし、利用者に対する指定短期入所療養
介護の提供に支障がない場合は、この限り
でない。

- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準
 条例第七条第二項第三号に規定する食堂と
 みなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床
 を有する病院であるユニット型指定短期入
 所療養介護事業所は、消火設備その他の非
 常災害に際して必要な設備を設けることと
 する。
- 3| 療養病床を有する診療所であるユニット型
 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する
 基準は、次に掲げる設備を有することとする。
- 一 療養病床を有する診療所であるユニット
 型指定短期入所療養介護事業所は、ユニッ
 ト及び浴室を有しなければならない。
- 二 療養病床を有する診療所であるユニット
 型指定短期入所療養介護事業所のユニット、
 廊下、機能訓練室及び浴室については、次
 に掲げる基準を満たさなければならない。
- イ ユニット
- (1) 病室
- 一 一の病室の定員は、一人とするこ
 と。ただし、利用者への指定短期入
 所療養介護の提供上必要と認められ
 る場合は、二人とすることができる
 こと。
- 二 病室は、いずれかのユニットに属
 するものとし、当該ユニットの共同
 生活室に近接して一体的に設けるこ
 と。ただし、一のユニットの利用者
 の定員は、原則としておおむね十人
 以下とし、十五人を超えないものと
 すること。
- 三 一の病室の床面積等は、十・六五
 平方メートル以上とすること。ただ
 し、(一)ただし書の場合にあつては、
 二十一・三平方メートル以上とする
 こと。
- 四 ブザー又はこれに代わる設備を設
 けること。
- (2) 共同生活室
- 一 共同生活室は、いずれかのユニッ
 トに属するものとし、当該ユニット
 の利用者が交流し、共同で日常生活
 を営むための場所としてふさわしい
 形状を有すること。
- 二 一の共同生活室の床面積は、二平
 方メートルに当該共同生活室が属す
 るユニットの利用者の定員を乗じて
 得た面積以上を標準とすること。
- (三) 必要な設備及び備品を備えること。
 洗面設備
- (3) 洗面設備
- 一 病室ごとに設けること、又は共同
 生活室ごとに適当数設けること。
- 二 身体の不自由な者が使用するのに
 適したものとすること。

(4) 便所

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準条例第九条第二項において準用する病院等基準条例第七条第二項第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

5) ユニット型指定短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第五十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第五十条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)を同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定介護予防サービス等基準条例第五十二条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第五十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第五十条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)を同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定介護予防サービス等基準条例第五十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百六十九条 (略)

2・7 (略)

8| ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、
 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9| (略)

(勤務体制の確保等)
 第百七十二条 (略)

2・3 (略)

4| ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5| (略)

(定員の遵守)
 第百七十三条 (略)

一 (略)

二 (略)

(従業者)
 第百七十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ 看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ (略)

三・四 (略)

4 | 11 (略)

12| 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第三項第一号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

第百六十九条 (略)

2・7 (略)

8| (略)

(勤務体制の確保等)
 第百七十二条 (略)

2・3 (略)

4| (略)

(定員の遵守)
 第百七十三条 (略)

一 (略)

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

三 (略)

(従業者)
 第百七十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ 看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数並びに介護予防サービスの利用者の数に応じて規則で定める数以上であること。

ロ (略)

三・四 (略)

4 | 11 (略)

- 一 第百八十八条において準用する第百三十三条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- イ 利用者の安全及びケアの質の確保
- ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ハ 緊急時の体制整備
- ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- ホ 特定施設従業者に対する研修
- 二 介護機器を複数種類活用していること。
- 三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- 四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

（管理者）

第百七十七条（略）

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（協力医療機関等）
第百八十七条（略）

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機

（管理者）

第百七十七条（略）

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（協力医療機関等）
第百八十七条（略）

関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7| (略)

(準用)
第八十八條 第十二條、第二十三條の二、第二十四條から第二十七條の二まで、第四十條、第四十一條、第八十九條、第八十九條の二、第九十條及び第九十三條の二の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三條の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十條中「訪問入浴介護施設従業者」と、第四十條中「訪問入浴介護施設従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第八十九條の二第二項第一号及び第三号中「通所介護事業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第九十二條 (略)
2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第二百條 指定福祉用具貸与の事業者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 (略)

2| (略)

(準用)
第八十八條 第十二條、第二十三條の二、第二十四條から第二十七條の二まで、第四十條、第四十一條、第八十九條、第八十九條の二及び第九十條の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三條の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十條中「訪問入浴介護施設従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第八十九條の二第二項第一号及び第三号中「通所介護事業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第九十二條 (略)
2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第二百條 指定福祉用具貸与の事業者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員（令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 (略)

2 (管理者)
第二百一条 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)
第二百五条 (略)

一 (略)

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

三 五 (略)

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

八・九 (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百六条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者には、第二百十二条に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十九条第一項に規定する特定福祉用具販売計画

2 (管理者)
第二百一条 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)
第二百五条 (略)

一 (略)

二 四 (略)

五・六 (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百六条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者には、第二百十二条に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十九条第一項に規定する指定福祉用具販売計画と一体のものとして当該福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

と一体のものとして当該福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2-4 (略)

5| 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づきサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6| 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7| 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8| (略)

(管理者)

第二百十四条 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)
第二百十八条 (略)

二一 (略)

二| 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

三・四 (略)

五| 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

六| 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又

2-4 (略)

5| 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後においても、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6| (略)

(管理者)

第二百十四条 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)
第二百十八条 (略)

一 (略)

二・三 (略)

<p>は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</p> <p>七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>八 (略)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百十九条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>五 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</p>	<p>四 (略)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百十九条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p>
<p>第六条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p>
<p>改正後</p> <p>(管理者)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</p> <p>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>五-七 (略)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(管理者)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三-五 (略)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3| 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4| 指定訪問リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第六十条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）
第六十七条（略）

一・二（略）
三| 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならないこと。
四| 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
五| 七（略）

（訪問リハビリテーション計画の作成）
第六十八条（略）

2・3（略）
4| 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハ

3| 指定訪問リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第六十条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）
第六十七条（略）

一・二（略）
三| 五（略）

（訪問リハビリテーション計画の作成）
第六十八条（略）

2・3（略）

ビリティーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

51 (略)

61 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれてある環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）
第七十六条 (略)

一―三 (略)

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

六―九 (略)

2 (略)

一―二 (略)

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五―九 (略)

3 (略)

一―二 (略)

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し

51 41 (略)

指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれてある環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）
第七十六条 (略)

一―三 (略)

2 四―七 (略)

一―二 (略)

3 三―七 (略)

一―二 (略)

3 (略)

一―二 (略)

なければならぬこと。

五・六 (略)

三・四 (略)

第百十一条 (略)

第百十一条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合の当該指定通所リハビリテーション事業所に置くべき前項第二号に規定する通所リハビリテーション従業者の員数については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすることができる。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合の当該指定通所リハビリテーション事業所に置くべき前項第二号に規定する通所リハビリテーション従業者の員数については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすることができる。

一・二 (略)

一・二 (略)

3 (略)

3 (略)

4| 3 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4| 3 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5| 指定通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十三条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

4| 指定通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十三条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百十四条 指定通所リハビリテーションは、次項から第八項までに定めるところにより提供されるものとする。

第百十四条 指定通所リハビリテーションは、次項から第六項までに定めるところにより提供されるものとする。

2・3 (略)

2・3 (略)

4| 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

5| 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6| 8 (略)

4| 6 (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)
第百十五条 (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)
第百十五条 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

4| 医師等の従業者は、リハビリテーションを

受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならぬ。

51・61 (略)

71 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれてある環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十八条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者)

第二百二十条 (略)

214 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、法、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）、医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「病院等基準条例」という。）、介護老人保健施設等基準条例、介護医療院基準条例、この条例（特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）、指定介護予防サービス等基準条例（介護予防特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）又は法第七十八条の四第一項の規定による市町の条例（地域密着型特定施設入居者

61・41 (略)

41・51 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれてある環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十八条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者)

第二百二十条 (略)

214 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、法、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）、医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「病院等基準条例」という。）、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）、介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十

生活介護に係る部分に限る。)に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6-13 (略)

年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。)、この条例(特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。)、指定介護予防サービス等基準条例(介護予防特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。))又は法第七十八条の四第一項の規定による市町の条例(地域密着型特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。))に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6-13 (略)

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(管理者)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(管理者)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第四十二条 指定介護予防訪問入浴介護は、第三十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第八項までに定めるところにより提供する。

第四十二条 指定介護予防訪問入浴介護は、第三十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第六項までに定めるところにより提供する。

2・3 (略)

2・3 (略)

4 介護予防訪問入浴介護従業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 介護予防訪問入浴介護従業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

4-6 (略)

6-8 (略)

4-6 (略)

(管理者)
第四十四条 (略)
2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(管理者)
第四十四条 (略)
2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具
体的取扱方針)
第六十七条 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具
体的取扱方針)
第六十七条 (略)

2 理学療法士等は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサ―ビス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所の担当職員及び介護支援専門員、介護予防サ―ビス計画の原案に位置付けた指定介護予防サ―ビス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護サ―ビス等をいう。第九十七条第四号及び第二百九条第三号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

3-15 (略)

3-15 (略)

(従業者)
第二百二条 (略)

(従業者)
第二百二条 (略)

2 前項第四号の栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サ―ビス等基準条例第二百二十条第

2 前項第四号の栄養士は、前項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サ―ビス等基準条例第二百二十条第

一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第一百二十二条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数については、同項の規定にかかわらず、これらの介護予防短期入所生活介護従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。)に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

4 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、法、特別養護老人ホーム基準条例、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第七号)、

一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第一百二十二条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数については、同項の規定にかかわらず、これらの介護予防短期入所生活介護従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

4 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者について、それ

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「病院等基準条例」という。）、介護保険法に基づく介護老人保健施設（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）、介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。）、指定居宅サービス等基準条例（特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）、この条例（介護予防特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例（地域密着型特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6-13 (略)

6-13 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)
第百五条 (略)

2-4 (略)

5 第百二条第三項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法及び特別養護老人ホーム基準条例に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

6-8 (略)

(身体的拘束等の禁止)
第百九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6-13 (略)

6-13 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)
第百五条 (略)

2-4 (略)

5 第百二条第三項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

6-8 (略)

(身体的拘束等の禁止)
第百九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

- 3| 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（定員の遵守）

第百十二条（略）

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の担当職員及び介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百十二条の二（略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百十二条の三 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第百二十条（略）

2-4（略）

5 第百二条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準条例第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合については、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老

（定員の遵守）

第百十二条（略）

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百十二条の二（略）

第百二十条（略）

2-4（略）

5 第百二条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号）第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）

人ホームとして必要とされる設備を有すること
とで足りるものとする。

6-8 (略)

(勤務体制の確保等)

第百二十四条 (略)

2・3 (略)

4| ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等
に係る研修を受講するよう努めなければなら
ない。

5| (略)

(準用)

第百二十六条 第百六条、第百七条、第百九条
第百十条、第百十二条の二、第百十二条の三
及び第百十三条(第九十六条の二の準用に係
る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定
介護予防短期入所生活介護の事業について準
用する。この場合において、第百六条中「第
百十一条」とあるのは「第百二十三条」と読
み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
等との併設)

第百三十条 基準該当介護予防サービスに該当
する介護予防短期入所生活介護又はこれに相
当するサービス(以下「基準該当介護予防短
期入所生活介護」という。)の事業を行う者
(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護
事業者」という。)が当該事業を行う事業所
(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護
事業所」という。)は、指定介護予防認知症
対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護
予防サービスに該当する介護予防認知症対応
型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応
型通所介護」という。)の事業を行う事業所
をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防
小規模多機能型居宅介護事業所(地域密着型
介護予防サービスに該当する指定介護予防小
規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同
じ。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予
防認知症対応型通所介護事業所等」という。
)に併設しなければならない。

(従業者)

第百三十一条 (略)

2-4 (略)

5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者
は、法その他の法律、法第七十八条の四第一
項の規定による市町の条例(指定介護予防認
知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防
小規模多機能型居宅介護事業所に係る部分に

の場合については、第三項及び第七項第一号
の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老
人ホームとして必要とされる設備を有するこ
とで足りるものとする。

6-8 (略)

(勤務体制の確保等)

第百二十四条 (略)

2・3 (略)

4| (略)

(準用)

第百二十六条 第百六条、第百七条、第百九条
第百十条、第百十二条の二及び第百十三条(第
九十六条の二の準用に係る部分を除く。)の
規定は、ユニット型指定介護予防短期入所
生活介護の事業について準用する。この場合
において、第百六条中「第百十一条」とある
のは「第百二十三条」と読み替えるものとし
る。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
等との併設)

第百三十条 基準該当介護予防サービスに該当
する介護予防短期入所生活介護又はこれに相
当するサービス(以下「基準該当介護予防短
期入所生活介護」という。)の事業を行う者
(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護
事業者」という。)が当該事業を行う事業所
(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護
事業所」という。)は、指定介護予防通所介
護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型
通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サ
ービスに該当する介護予防認知症対応型通所
介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所
介護」という。)の事業を行う事業所をいう。
)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅
介護事業所(地域密着型介護予防サービスに
該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介
護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下
「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)

第百三十一条 (略)

2-4 (略)

5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者
は、法その他の法律に規定する指定介護予防
認知症対応型通所介護事業所等として必要と
される員数の従業者に加えて、第一項各号に
掲げる介護予防短期入所生活介護従業者につ

限る。)に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6 (略)

(管理者)

第百三十二条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第百三十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第百五十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百四十三条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

いて、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6 (略)

(管理者)

第百三十二条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第百三十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第百五十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百四十三条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

2

指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が健康保険法等の一部を改正する法律(平成十

2| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が診療所（前項に該当するものを除く。）である場合には、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

4| (略)

5| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

6| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合につ

八年法律第八十三号）附則第三百二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前項に該当するものを除く。）である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

4| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が診療所（前二項に該当するものを除く。）である場合には、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

5| (略)

6| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

7| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合につ

いては、指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第百三十八条 (略)

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準条例第三十二条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

二 削除

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 (略)

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準条例第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百五十二条及び第百五十六条において同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

2・3 (略)

(対象者)

第百三十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練そ

いては、指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第百三十八条 (略)

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。))第三十二条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十一号。以下「介護療養型医療施設基準条例」という。))第三十二条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 (略)

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例(平成三十年広島県条例第四号))第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百五十二条及び第百五十六条において同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

2・3 (略)

(対象者)

第百三十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練そ

の他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

2 (身体的拘束等の禁止)
第百四十一条 (略)

3 (略)

3) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(定員の遵守)
第百四十三条 (略)

一・二 (略)

三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

四 (略)

(準用)

第百四十四条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第九十四条の六、第九十六条の二、第百六条、第百七条第二項及び第百十二条の三の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項並びに第三

の他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

2 (身体的拘束等の禁止)
第百四十一条 (略)

3 (略)

(定員の遵守)
第百四十三条 (略)

一・二 (略)

三 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

四 診療所(第二号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

五 (略)

(準用)

第百四十四条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第九十四条の六、第九十六条の二、第百六条及び第百七条第二項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号

十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第九十四条の六第二項第一号及び第三号並びに第九十六条の六二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第六十六条中「第一百一十一条」とあるのは「第一百四十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二百五十二条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第九十四条の六第二項第一号及び第三号並びに第九十六条の六二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第六十六条中「第一百一十一条」とあるのは「第一百四十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二百五十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- 五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

21 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に

関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- 一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(一) 一の病室の定員は、一人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(二) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(三) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(四) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 洗面設備

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただ

し、中廊下の幅は、二・七メートル以上とする。

ハ 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準条例第七条第二項第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

31

療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

一 一の病室の定員は、一人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

四 ブザー又はこれに代わる設備を設

- けること。
- (2) 共同生活室
- (一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。
- 洗面設備
- (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所
- (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 廊下幅
- 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
- ハ 機能訓練室
- 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- ニ 浴室
- 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準条例第九条第二項において準用する第七条第二項第三号に規定する食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護

事業者（指定居宅サービス等基準条例第百六十七條第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第百六十五條に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第百六十七條第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第百五十五條（略）

2・3（略）

4| ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5| （略）

（定員の遵守）

第百五十六條（略）

一（略）

二| （略）

（従業者）
第百六十二條（略）

一（略）

イ 看護職員及び介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

三・四（略）

2（略）

3（略）

一（略）

イ 看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

三・四（略）

事業者（指定居宅サービス等基準条例第百六十七條第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第百六十五條に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第百六十七條第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第百五十五條（略）

2・3（略）

4| （略）

（定員の遵守）

第百五十六條（略）

一（略）

二| ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

（従業者）
第百六十二條（略）

一（略）

イ 看護職員及び介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数に応じて規則で定める員数以上であること。

三・四（略）

2（略）

3（略）

一（略）

イ 看護職員及び介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数並びに居宅サービスの利用者の数に応じて規則で定める数以上であること。

三・四（略）

4-11 (略)

次に掲げる要件のいずれにも適合する場合

における第一項第二号イ及び第三項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第七十二条において準用する第一百二十二条の三に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。
三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第六十三条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第七十一条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

4-11 (略)

(管理者)

第六十三条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第七十一条 (略)

者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7| (略)

(準用)

第七十二条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第一百二十二条の二及び第一百二十二条の三の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第一百二十二条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第八十条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

(準用)

第七十二条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五及び第一百二十二条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第一百二十二条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第八十条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第百八十九条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十一年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 (略)

(管理者)

第百九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

針
（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方
第百九十七条 (略)

第百九十七条 (略)

一―三 (略)

四 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供することともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

五―七 (略)

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

十 (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第百八十九条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 (略)

(管理者)

第百九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所のある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

針
（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方
第百九十七条 (略)

第百九十七条 (略)

一―三 (略)

四―六 (略)

七 (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第九十八條 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者には、第二条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二十条第一項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして当該介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2-4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始の時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6-8 (略)

(管理者)

第二百三条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百九条 (略)

一・二 (略)

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第九十八條 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者には、第二条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二十条第一項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして当該介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2-4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始の時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6-8 (略)

(管理者)

第二百三条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百九条 (略)

一・二 (略)

四・五 (略)

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

九 (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第二百十条 (略)

2-4 (略)

51 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、指定特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

三・四 (略)

五 (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第二百十条 (略)

2-4 (略)

第八条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者) 第四十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針) 第五十八条 指定介護予防訪問看護は、第四十七条に規定する基本方針及び前条に規定する</p>	<p>(管理者) 第四十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針) 第五十八条 指定介護予防訪問看護は、第四十七条に規定する基本方針及び前条に規定する</p>

基本的取扱方針に基づき、次項から第十九項までに定めるところにより提供する。

2 (略)

3 看護師等（准看護師を除く。以下この条（第七項、第八項、第十一項及び第十二項を除く。）において同じ。）は、前項に規定する利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

4 8 (略)

9 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

10 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

11 17 (略)

18 第二項から第十六項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問看護計画書の変更に於いて準用する。

19 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合には、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、第三項、第四項、第十四項、第十五項及び第十七項の規定にかかわらず、診療録又はその他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

第六十一条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業

基本的取扱方針に基づき、次項から第十七項までに定めるところにより提供する。

2 (略)

3 看護師等（准看護師を除く。以下この条（第七項から第十項までを除く。）において同じ。）は、前項に規定する利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

4 8 (略)

9 15 (略)

16 第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問看護計画書の変更に於いて準用する。

17 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合には、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、第三項、第四項、第十二項、第十三項及び第十五項の規定にかかわらず、診療録又はその他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

第六十一条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業

者が、指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第六十二条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第六十七条 指定介護予防訪問リハビリテーションは理学療法士等が行うものとし、第六十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第十八項までに定めるところにより提供する。

2-5 (略)

61 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

8171 (略)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第九十三条第一項に規定する指定介護予防リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第九十九条第三項から第七項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

91・101 (略)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つ

者が、指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第六十二条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第六十七条 指定介護予防訪問リハビリテーションは理学療法士等が行うものとし、第六十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第十五項までに定めるところにより提供する。

2-5 (略)

7161 (略)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第九十三条第一項に規定する指定介護予防リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第九十九条第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

81・91 (略)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つ

てはならない。

12 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

13 17 (略)
18 第二項から第十六項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第七十五条 (略)

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五 第二号に規定する指導又は助言に際しては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。

2 (略)

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

3 (略)

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五・六 (略)

第九十三条 (略)
2・3 (略)

10 14 (略)
15 第二項から第十三項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第七十五条 (略)

一・二 (略)

三 前号に規定する指導又は助言に際しては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。

2 (略)

一・二 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三・四 (略)

第九十三条 (略)
2・3 (略)

4| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に關する基準を満たすことをもつて、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居室サービス等基準条例第十一條第一項から第四項までに規定する人員に關する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具
体的取扱方針)

第九十九條 指定介護予防通所リハビリテーションは、第九十二條に規定する基本方針及び前條に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第十七項までに定めるところにより提供する。

2|5 (略)

6| 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

7| (略)

8|7| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれてある環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十七條第三項から第七項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準を満たすことをもつて、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

9|10| (略)

4| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居室サービス等基準条例第十一條第一項から第三項までに規定する人員に關する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具
体的取扱方針)

第九十九條 指定介護予防通所リハビリテーションは、第九十二條に規定する基本方針及び前條に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第十四項までに定めるところにより提供する。

2|5 (略)

6|7| (略)

7|6| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれてある環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十七條第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準を満たすことをもつて、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8|9| (略)

6-13 (略)

とする。
6-13 (略)

(介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第十六条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第十九条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所又は施設等の職務その他の規則で定める職務に従事することができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十六条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければな</p>	<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第十六条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第十九条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等の職務その他の規則で定める職務に従事することができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(協力病院)</p> <p>第二十六条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p>

- らない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2| 介護医療院の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3| 介護医療院の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4| 介護医療院の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5| 介護医療院の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6| (略)

第三十条の二 (略)

2| (略)
第三十条の二 (略)

第三十条の三 介護医療院の開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十九条 (略)

2-4 (略)

5| ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6| (略)

(準用)

第四十一条 第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の三までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条に規定する運営規程」とあるのは「第三十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十九条 (略)

2-4 (略)

5| (略)

(準用)

第四十一条 第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の三までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条に規定する運営規程」とあるのは「第三十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで」と読み替えるものとする。

改正
(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5-14 (略)</p> <p>第十八条の三 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第十八条の四 軽費老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5-14 (略)</p> <p>第十八条の三 (略)</p>

るように努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3| 軽費老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4| 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7| 軽費老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務を除く。）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4-7 (略)

附則

第六条 (略)
(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

るように努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3| 軽費老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4| 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7| 軽費老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務を除く。）に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4-7 (略)

附則

第六条 (略)
(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

<p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6-15 (略)</p>	<p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6-15 (略)</p>
<p>(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第十一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和三年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>（老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第十一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和三年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第七十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第二十七条の二（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。）並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第六十九条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十九条の六（新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「一 講じなければ」とあるのは「一 講じようように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第七十七条及び新指定介護予防サービス等基準条例第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム条例」という。）第二条第四項及び第二十条の二、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）及び第二十六条第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設（以下「新指定介護老人福祉施設」という。）第四条第四項、第三十条の二（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三項、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設条例」という。）第三条第四項、第三十一条の二（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第三項、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設</p>

「虐待の防止のための措置に関する事項に
関する規程を定めておくよう努めるとともに、
次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事
項（虐待の防止のための措置に関する事項を
除く。）」とする。

の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例（以下「新指定介護療養型医療施設条例
」という。）第三条第四項、第三十一条の二
（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条
において準用する場合を含む。）及び第三十
四条第三項、第六条の規定による改正後の介
護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の
指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サ
ービス等の事業の人員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例（以下「新指定居宅サ
ービス等基準条例」という。）第三条第三項及
び第二十七条の二（新指定居宅サービス等基
準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十
三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、
第七十八条、第九十条、第九十二条、第九
九条、第一百八条、第三十四条（新指定居宅
サービス等基準条例第四十五条において準
用する場合を含む。）、第四百四十五条の三、
第四百五十一条、第六十四条（新指定居宅サ
ービス等基準条例第七十四条において準用
する場合を含む。）、第八十八條、第九
十八條、第二百九條、第二百一十一條及び第
二百二十條において準用する場合を含む。）、
第七条の規定による改正後の介護保険法に基
づく指定介護予防サービス事業者の指定の申
請者に関する事項並びに指定介護予防サービ
ス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例（以下「新指定介護予防サービス等基準条
例」という。）第三条第三項及び第三十九條
の六（新指定介護予防サービス等基準条例第
四十六條、第五十六條、第六十五條、第七
十三條、第九十七條、第一百十三條（新指定介
護予防サービス等基準条例第二百六條にお
いて準用する場合を含む。）、第二百九條の
三、第三百三十五條、第四百四十四條（新指定介
護予防サービス等基準条例第五百七條にお
いて準用する場合を含む。）、第七十二條、
第八十五條、第九十五條、第二百條及び
第二百七條において準用する場合を含む。）、
第八条の規定による改正後の介護保険法に基
づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに
運営に関する基準を定める条例（以下「新介
護医療院条例」という。）第三条第四項、第
三十條の二（新介護医療院条例第四十一條に
おいて準用する場合を含む。）及び第三十三
條第三項並びに第九條の規定による改正後の
社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及
び運営に関する基準を定める条例（以下「新
軽費老人ホーム条例」という。）第二条第四
項及び第二十二條の二（新軽費老人ホーム条
例第二十七條及び附則第八條において準用す
る場合を含む。）の規定の適用については、
これらの規定中「講じなければ」とあるのは

3 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)
この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス等基準条例第二十九条の二(新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合

「講じるように努めなければ」とし、新養護老人ホーム条例第七条、新特別養護老人ホーム条例第七条(新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。)、及び第二十七条(新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第二十二条及び第三十八条、新介護老人保健施設条例第二十三条及び第三十九条、新指定介護療養型医療施設条例第二十三条及び第四十一条、新指定居宅サービス等基準条例第二十二条(新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四及び第三十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条(新指定居宅サービス等基準条例第四十七条において準用する場合を含む。)、第六十条、第六十九条、第七十七条、第八十七条(新指定居宅サービス等基準条例第九十二条及び第九十九条において準用する場合を含む。)、第九十二条(新指定居宅サービス等基準条例第九十五条の三及び第九十五条において準用する場合を含む。)、第九十六条、第九十六条及び第九十七条(新指定居宅サービス等基準条例第二百一十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条(新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十四条、第七十二条、第九十六条、第一百一十一条(新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十九条の三及び第二百三十五条において準用する場合を含む。)、第二百三十三条、第二百四十二条、第二百五十四条、第七十条、第八十三條及び第九十三條(新指定介護予防サービス等基準条例第二百七条及び第二百七条において準用する場合を含む。)、新介護医療院条例第十二条及び第三十八条並びに新軽費老人ホーム条例第七条(新軽費老人ホーム条例第二十七條及び附則第八條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)
この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条の二、新特別養護老人ホーム条例第十九条の二(新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条の二(新指定介護老人福祉

に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

施設条例第四十一条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第二十四条の二(新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条の二(新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、第七十八条、第九十条、第九十二条、第九十九条、第一百零八条、第一百三十四条(新指定居宅サービス等基準条例第四十五条において準用する場合を含む。)、第四百四十五条の三、第五百五十一条、第六百六十四条(新指定居宅サービス等基準条例第七十四条において準用する場合を含む。)、第八百八十八条、第九百九十一条、第九百九十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二(新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条、第五十六条、第六十五条、第七十三条、第九十七条、第一百三十五条(新指定介護予防サービス等基準条例第一百六条において準用する場合を含む。)、第一百二十九条の三、第三百三十五条、第四百四十四条(新指定介護予防サービス等基準条例第五十七條において準用する場合を含む。)、第七十二条、第八十五条、第九十五条、第一百零二条及び第二百七条において準用する場合を含む。)、新介護医療院条例第二十三条の二(新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。))並びに新軽費老人ホーム条例第十八条の二(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。))の規定については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

4-10 (略)

4-10 (略)

(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第十二条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第八条の規定は、令和六年六月一日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第二条 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)、第二百二十七条第六項(新指定居宅サービス等基準条例第四百五十五条の三及び第二百五十一条において準用する場合を含む。)、第四十条第八項、第五百七十七条第六項及び第六十九條第八項並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)、第九十九条第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十六条、第二百二十九条の三及び第三百三十五条において準用する場合を含む。)、及び第四百四十一条第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百五十七条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第三条 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)、第二十三条の三(新特別養護老ホーム基準条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)、第三十条の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)、第三十一条の三(新介護老人保健施設基準条例第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第三百三十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第四百五条、第四百五条の三、第五百十一条、第六百六十四条(新指定居宅サービス等基準条例第七十四条において準用する場合を含む。))及び第六百八十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三百十二条の三(新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十六条、第二百二十九条の三、第三百三十五条、第四百四十一条(新指定介護予防サービス等基準条例第五百五十七条において準用する場合を含む。))及び第七十二条において準用する場合を含む。))及び第九條の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)、第三十条の三

(新介護医療院基準条例第四十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第四条 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十七条の四第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十條の三第一項(新特別養護老人ホーム基準条例第三十三條、第三十九條及び第四十四條において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十六條第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一條において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十七條第一項(新介護老人保健施設基準条例第四十二條において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第二十六條第一項(新介護医療院基準条例第四十一條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、高齢者虐待防止等の推進及び身体的拘束等の禁止など、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十八号議案

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例案
 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（病院の人員の基準） 第六条（略） 一―三（略） 四 栄養士又は管理栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一 五・六（略） 2―4（略）</p>	<p>（病院の人員の基準） 第六条（略） 一―三（略） 四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一 五・六（略） 2―4（略）</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

、医療法施行規則の一部が改正されたことに伴い、病院の人員配置基準に係る従業者を追加するため、この条例案を提出する。

県第二十九号議案

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例案

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

広島県国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条（一般納付金所得係数） 一 県に係る政令第九条第五項第一号に掲げる額</p> <p>二 政令第九条第五項第二号に掲げる額</p> <p>（一般納付金所得等割合） 第六条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。</p> <p>第九条（後期高齢者支援金等納付金所得係数） 一 県に係る政令第十条第三項第一号に掲げる額</p> <p>二 政令第十条第三項第二号に掲げる額</p> <p>（後期高齢者支援金等納付金所得等割合） 第十条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。</p>	<p>第五条（一般納付金所得係数） 一 県に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第五項第一号に掲げる額</p> <p>二 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第五項第二号に掲げる額</p> <p>（一般納付金所得等割合） 第六条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。</p> <p>第九条（後期高齢者支援金等納付金所得係数） 一 県に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第三項第一号に掲げる額</p> <p>二 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第三項第二号に掲げる額</p> <p>（後期高齢者支援金等納付金所得等割合） 第十条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、市町から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定に関する規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十号議案

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

案 広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

案 広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

広島県建築基準法施行条例（昭和四十七年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五條 (ボイラー室) (略)</p> <p>一 特定主要構造部を耐火構造とするか、又は主要構造部を不燃材料で造ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(劇場等の出入口)</p> <p>第六條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 出入口の幅の合計は、客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル(特定主要構造部が耐火構造の場合は、十五センチメートル)の割合で算出した数値以上とすること。</p> <p>三十五 (略)</p> <p>2 前項第一号から第四号までの規定は、劇場等の用途に供する部分(劇場等の用途に供する部分が二以上独立して存する場合にあつては、それぞれを劇場等の用途に供する部分とみなす。以下この項及び次項において同じ。)に前項の屋外への出入口以外の出入口を設ける場合について準用する。この場合において、同項第一号中「二以上」とあるのは「二以上(当該劇場等の用途に供する部分に避難階に設ける屋外への出入口を設ける場合にあつては、二から当該屋外への出入口の数を控除した数以上)」と、「とすること」とあるのは「とすること(当該劇場等の用途に供する部分の避難階に設ける屋外への出入口を当該部分の主要な出入口として設ける場合にあつては、当該部分の当該屋外への出入口以外の出入口を主要な出入口としないことができる</p>	<p>第五條 (ボイラー室) (略)</p> <p>一 主要構造部を耐火構造とするか、又は不燃材料で造ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(劇場等の出入口)</p> <p>第六條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 出入口の幅の合計は、客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル(主要構造部が耐火構造の場合は、十五センチメートル)の割合で算出した数値以上とすること。</p> <p>三十五 (略)</p> <p>2 前項第一号から第四号までの規定は、劇場等の用途に供する部分(劇場等の用途に供する部分が二以上独立して存する場合にあつては、それぞれを劇場等の用途に供する部分とみなす。以下この項及び次項において同じ。)に前項の屋外への出入口以外の出入口を設ける場合について準用する。この場合において、同項第一号中「二以上」とあるのは「二以上(当該劇場等の用途に供する部分に避難階に設ける屋外への出入口を設ける場合にあつては、二から当該屋外への出入口の数を控除した数以上)」と、「とすること」とあるのは「とすること(当該劇場等の用途に供する部分の避難階に設ける屋外への出入口を当該部分の主要な出入口として設ける場合にあつては、当該部分の当該屋外への出入口以外の出入口を主要な出入口としないことができる</p>

る。）」と、同項第二号中「算出した数値以上」とあるのは「算出した数値以上（当該劇場等の用途に供する部分に避難階に設ける屋外への出入口を設ける場合にあつては、当該劇場等の用途に供する部分の客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（特定主要構造部が耐火構造の場合、十五センチメートル）の割合で算出した数値から当該劇場等の用途に供する部分に設ける当該屋外への出入口の幅を控除した数値以上）」と読み替えるものとする。

3―5 (略)

第七條 (劇場等の直通階段)

第七條 劇場等の避難階又は地上に通じる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）で客用に供するものの各階における幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）のうち客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（特定主要構造部が耐火構造の場合、十五センチメートル）の割合で算出した数値の二分の一以上としなければならない。

2 (略)

第十條 (工場等と共同住宅等の併用建築物)

第十條 一階を工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供し、二階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるものは、その一階と共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分とを政令第百二十二条第二項に規定する基準に適合する床として、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画し、かつ、その床を支える主要構造部を準耐火構造（特定主要構造部を耐火構造とするものを含む。）とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、当該建築物の工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供する部分が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一・二 (略)

(耐火建築物の特定主要構造部に係る技術基準の適用)

第十一条の二 特定主要構造部が政令第百八条の四第一項第一号又は第二号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第五号第一号及び第三号、第六号第一項第二号、第七号第一項並びに第十条の規定（次項において「防火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で特定

る。）」と、同項第二号中「算出した数値以上」とあるのは「算出した数値以上（当該劇場等の用途に供する部分に避難階に設ける屋外への出入口を設ける場合にあつては、当該劇場等の用途に供する部分の客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（主要構造部が耐火構造の場合、十五センチメートル）の割合で算出した数値から当該劇場等の用途に供する部分に設ける当該屋外への出入口の幅を控除した数値以上）」と読み替えるものとする。

3―5 (略)

第七條 (劇場等の直通階段)

第七條 劇場等の避難階又は地上に通じる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）で客用に供するものの各階における幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）のうち客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（主要構造部が耐火構造の場合、十五センチメートル）の割合で算出した数値の二分の一以上としなければならない。

2 (略)

第十條 (工場等と共同住宅等の併用建築物)

第十條 一階を工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供し、二階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるものは、その一階と共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分とを政令第百二十二条第二項に規定する基準に適合する床として、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画し、かつ、その床を支える主要構造部を準耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、当該建築物の工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供する部分が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一・二 (略)

(耐火建築物の主要構造部に係る技術基準の適用)

第十一条の二 主要構造部が政令第百八条の三第一項第一号又は第二号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第五号第一号及び第三号、第六号第一項第二号、第七号第一項並びに第十条の規定（次項において「防火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部

主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 特定主要構造部が政令第百八条の四第一項第一号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予想される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火熱を出さないものであることについて同条第五項の規定による防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び特定主要構造部が同条第一項第二号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予想される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火熱を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第五条第三号の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物の部分に対する防火区画等関係規定以外の防火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）

第十一条の三 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場部分を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が政令第百二十九条第二項の規定による階避難安全性能を有するものであることについて、同条第三項の規定による階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）及び第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用）

第十一条の四 建築物のうち、当該建築物が政令第百二十九条の二第三項の規定による全館避難安全性能を有するものであることについて

であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 主要構造部が政令第百八条の三第一項第一号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予想される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火熱を出さないものであることについて同条第五項の規定による防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び主要構造部が同条第一項第二号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予想される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火熱を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第五条第三号の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物の部分に対する防火区画等関係規定以外の防火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）

第十一条の三 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場部分を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が政令第百二十九条第二項の規定による階避難安全性能を有するものであることについて、同条第三項の規定による階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）及び第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用）

第十一条の四 建築物のうち、当該建築物が政令第百二十九条の二第三項の規定による全館避難安全性能を有するものであることについて

て、同条第四項の規定による全館避難安全検査証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は不燃材料で造られたものに限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第一項第二号及び第三号、第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）、第三項（屋外への出入口の幅に関する部分に限る。）並びに第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）、第七条並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

て、同条第四項の規定による全館避難安全検査証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物又は不燃材料で造られた建築物に限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第一項第二号及び第三号、第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）、第三項（屋外への出入口の幅に関する部分に限る。）並びに第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）、第七条並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築基準法の一部が改正され、主要構造部に係る規制が合理化されたこと等に伴い、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十一号議案

広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例案
 広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例

広島県教育振興基金条例（昭和五十七年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（設置） 第一条（略） 一・二（略）</p> <p>三 県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に要する経費</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、県内の国立学校、公立学校及び私立学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動の促進その他の基金の設置の目的を達成するために必要な施策に要する経費</p> <p>附則</p> <p>（施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （処分の特例） 2 基金の一部に相当する額を国に納付するとき、第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分することができるものとする。</p>	<p>（設置） 第一条（略） 一・二（略）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、県内の国立学校、公立学校及び私立学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動の促進その他の基金の設置の目的を達成するために必要な施策に要する経費</p> <p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

附則
 この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る国庫支出金が国から交付されることに伴い、当該国庫支出金を広島県教育振興基金に積み立て、情報機器の整備に要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第三十二号議案

広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案 広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条（定数）（略）</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、一二三人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 九、四六五人</p>	<p>第二条（定数）（略）</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、〇七八人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 九、四四二人</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員並びに市
町立学校県費負担教職員の定数を変更するため、この条例案を提出する。

県第二十三号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり一般県道弁財天加計線道路改良工事（トンネル工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 一般県道弁財天加計線道路改良工事（トンネル工区）
- 二 工事場所 山県郡安芸太田町土居
- 三 請負金額 八八〇、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 広島市南区東雲本町一丁目三番一九号
格正建設株式会社
広島市南区出島一丁目三三番四六号
宮田建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和七年三月十三日まで

(提案理由)

一般県道弁財天加計線道路改良工事(トンネル工区)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第二十四号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R五―一工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求めらる。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R五―一工区）
- 二 工事場所 福山市駅家町
- 三 請負金額 一、六九九、五〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 広島市東区光町二丁目六番三一号
極東興和株式会社
東京都江東区豊洲五丁目六番五二号
オリエンタル白石株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和七年九月十二日まで

(提案理由)

津之郷山守線(福山西環状線)道路改良工事(R五―一工区)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第二十五号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり福山沼隈線道路改良工事（R五―七工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 福山沼隈線道路改良工事（R五―七工区）
- 二 工事場所 福山市草戸町
- 三 請負金額 一、七八七、二八〇、〇〇〇円
- 四 請負者 大阪市中央区南本町二丁目六番一―二号
株式会社 森本組
広島市東区上大須賀町一番一号
広成建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和七年十一月二十八日まで

(提案理由)

福山沼隈線道路改良工事（R五―七工区）の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第二十六号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求めらる。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）
- 二 工事場所 呉市音戸町早瀬一丁目から江田島市大柿町大君まで
- 三 請負金額 二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都中央区日本橋箱崎町七番八号
ショールポンド建設株式会社
広島市西区観音新町一丁目二〇番二四号
エム・エムブリッジ株式会社
船橋市山野町二七番地
株式会社 横河ブリッジ
- 五 工 期 議決の日の翌日から
令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）の請負契約は、
予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第二十七号議案

工事請負契約の変更について

令和三年県第百一号議案により契約を締結することについて議決を得た鞆松永線道路改良工事（仮称）鞆トンネル）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 請負金額	六、三四一、九六七、五〇〇	一・二 請負金額	六、二九二、〇〇〇、〇〇〇
四 （略）		四 （略）	
五 工 期	議決の日の翌日から 令和七年三月三十一日まで	五 工 期	議決の日の翌日から 令和六年三月二十九日まで

(提案理由)

令和三年県第百一号議案により契約を締結することについて議決を得た鞆松永線道路改良工事(仮称)鞆トンネル)の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により請負金額及び工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第二十八号議案

財産の減額譲渡について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を減額して譲渡することについて、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

- | | |
|--------|------------------------------|
| 所 在 | 広島市佐伯区五日市港一丁目二番四 |
| 種 別 | 土地 |
| 地 目 | 雑種地 |
| 面 積 | 六一、〇一〇・〇七平方メートル |
| 二 譲渡価格 | 三、〇三五、八六一、〇八三円 |
| 三 相手方 | 広島市南区大州五丁目七番二一号
株式会社 シンコー |

(提案理由)

工業用地として造成した県有財産を、株式会社シンコーに減額して譲渡するため、県議会
の議決を求める。

県第二十九号議案

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

所 在 東広島市鏡山三丁目二四二番四九

種 別 土地

地 目 雑種地

面 積 六、四九九・二三平方メートル

二 貸付期間

令和六年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

三 相手方

東広島市鏡山一丁目三番二号

国立大学法人 広島大学

(提案理由)

この県有財産は、国立大学法人広島大学に貸し付けようとするものであるが、同法人が広島大学イノベーションプラザにおいて行う事業は、科学技術の振興に寄与し、公益性が高いと認められることから、この財産を無償で貸し付けるため、県議会の議決を求める。

県第四十号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）

二 指定管理者となる団体の名称

三原市本郷町善入寺六四番地三一

広島国際空港株式会社

三原市本郷町善入寺六四番地の二五

株式会社 広島エアポートホテル

三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和七年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十一号議案

漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協
議について

広島県と福山市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と福山市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（平成十五年二月三日施行）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁港施設（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に定めるものをいう。以下同じ。）の維持修繕に関する事務。ただし、甲の指定する漁港施設の維持修繕工事に係る事務を除く。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に定めるものをいう。以下同じ。）の維持修繕に関する事務。ただし、甲の指定する漁港施設の維持修繕工事に係る事務を除く。</p>

(提案理由)

広島県と福山市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十二号議案

漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協
議について

広島県と豊田郡大崎上島町との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更
に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の
規定により、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と豊田郡大崎上島町との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（平成
十五年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁港施設（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に定めるものをいう。以下同じ。）の維持修繕に関する事務。ただし、甲の指定する漁港施設の維持修繕工事に係る事務を除く。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に定めるものをいう。以下同じ。）の維持修繕に関する事務。ただし、甲の指定する漁港施設の維持修繕工事に係る事務を除く。</p>

(提案理由)

広島県と豊田郡大崎上島町との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十三号議案

旧広島陸軍被服支廠安全対策等事業の費用の一部
の負担を受益市に求めることについて

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり
旧広島陸軍被服支廠安全対策等事業に要する費用の一部の負担を利益を受ける市に求める
ことについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業	負担基準	受益市
旧広島陸軍被服支廠安全 対策等事業	事業費から国が補助する額を控除した額 の二分の一に相当する額	広島市

(提案理由)

旧広島陸軍被服支廠安全対策等事業により、広島市は、同市が取り組んでいる被爆の実相の発信などへの活用も可能となり、受益があることから、同事業に要する費用の一部の負担を同市に求めるため、県議会の議決を求める。

県第四十四号議案

農村整備事業の費用の一部の負担を受益市町に求めることについて

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり農村整備事業のうちため池緊急整備事業（内後迫池地区、入野池一号地区、登呂茂大池地区、上野池地区、高畑地区、神出谷地区、持迫小一六七地区及び野稻池地区）及び基幹水利施設補修事業（三川四期地区）に要する費用の一部の負担を利益を受ける市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯崎英彦

事業	負担基準	受益市町
ため池緊急整備事業（内後迫池地区）	事業費の一〇分の四・五に相当する額	呉市
ため池緊急整備事業（入野池一号地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	三原市
ため池緊急整備事業（登呂茂大池地区）	事業費の一〇分の四・五に相当する額	府中市
ため池緊急整備事業（上野池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	庄原市
ため池緊急整備事業（高畑地区）	事業費の一〇分の四・五に相当する額	廿日市市
ため池緊急整備事業（神出谷地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	廿日市市
ため池緊急整備事業（持迫小一六七地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	北広島町
ため池緊急整備事業（野稻池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	神石高原町
基幹水利施設補修事業（三川四期地区）	事業費の一〇〇分の三一・九四に相当する額	福山市
基幹水利施設補修事業（三川四期地区）	事業費の一〇〇分の三・〇六に相当する額	府中市

(提案理由)

農村整備事業のうちため池緊急整備事業(内後迫池地区、入野池一号地区、登呂茂大池地区、上野池地区、高畑地区、神出谷地区、持迫小一六七地区及び野稻池地区)及び水利施設補修事業(三川四期地区)に要する費用の一部の負担を受益市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第四十五号議案

広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第七条第一項の規定により、次のとおり広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 負担を求める事業名及び事業年度

事業名 広島空港整備事業（施設更新及び滑走路端安全区域整備）

事業年度 令和六年度

二 負担金の額

空港法第六条第一項の規定により県が負担する負担金の額の百分の二十に相当する額を県内各市町の人口により按分した額

(提案理由)

広島空港整備事業費として県が負担すべき負担金の一部の負担を県内各市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第四十六号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構の定款の制定 について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七条の規定により、次のとおり地方独立行政法人広島県立病院機構の定款を定めることについて、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方独立行政法人広島県立病院機構定款

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 組織及び業務

第一節 役員及び職員（第七条―第十一条）

第二節 理事会（第十二条―第十五条）

第三節 業務の範囲及びその執行（第十六条―第十九条）

第三章 資本金等（第二十条・第二十一条）

第四章 委任（第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、県の医療政策として求められる救急医療、高度・専門医療等の提供及び医師の派遣等を通じた地域医療の充実に向けた取組を推進し、医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第二条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第三条 法人の設立団体は、広島県とする。

（事務所の所在地）

第四条 法人は、事務所を広島市に置く。

（法人の種類別）

第五条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第六条 法人の公告は、広島県報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情

で広島県報に登載して公告することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示して、これに代えることができる。

第二章 組織及び業務

第一節 役員及び職員

(定数)

第七条 法人に、役員として、理事長一人、副理事長二人以内、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

(職務及び権限)

第八条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は広島県の規則（法第十三条第四項に基づき広島県が定める規則をいう。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

6 監事は、いつでも役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 監事は、法人が次に掲げる書類を広島県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の法第十三条第六項第一号に規定する総務省令で定める書類

二 その他の広島県の規則（法第十三条第六項第二号に基づき広島県が定める規則をいう。）で定める書類

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第九条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員の内命)

第十条 理事長及び副理事長の任期は五年とし、理事の任期は二年とする。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第三十四条第一項に規

定する財務諸表の承認の日までとする。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第十一条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第二節 理事会

(設置及び構成)

第十二条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事で構成する。

(招集)

第十三条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の三分の一以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第十四条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(議決事項)

第十五条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

一 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

二 年度計画に関する事項

三 予算の作成及び決算に関する事項

四 診療科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第三節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第十六条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は次のとおりとする。

名	称	所	在	地
県立広島病院		広島市		
県立安芸津病院		東広島市		
県立二葉の里病院		広島市		

(業務の範囲)

第十七条 法人は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 医療を提供すること。
- 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 医療に従事する者の研修及び育成を行うこと。
- 四 医療に関する地域への支援を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生ずるおそれがある緊急の事態（以下「災害等の緊急事態」という。）に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から救助、救援、医療の提供その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務（以下「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。

3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。
（業務の運営）

第十八条 法人は、中期目標や中期計画の審議の場に加え、運営費負担金に係る審議の場や各事業年度の業務実績評価報告の場において、県民の代表である県議会への説明責任を果たすべく、知事に対し丁寧な説明を行う。

（業務方法書）

第十九条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第三章 資本金等
（資本金等）

第二十条 法人の資本金の額は、法第六十六条の二第一項の規定により広島県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、広島県が法人の設立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として広島県が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第四十二条の二第一項又は第二項の規定により広島県からの出資に係る不要財産を広島県に納付した場合は、法人は同条第四項の規定により資本金を減少するものとする。

2 広島県からの出資に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

（解散に伴う残余財産の帰属）

第二十一条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを広島県に帰属させる。

第四章 委任
（委任）

第二十二条 法人の運営に関し、必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表(第二十条関係)

一 土地

所 在 地	地 積 (㎡)
広島市南区宇品神田一丁目四六四番七	三三・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四六四番一〇	二七七・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四六五番三	三六六・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四六六番三	四八二・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四六七番三	四九九・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四六八番三	六五一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四六九番三	六五一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四七〇番三	六五一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四七一番三	六五一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四七二番三	六五一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四七三番三	六四七・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四七四番三	六五一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四七五番三	六五一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四七六番七	六四七・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目四七七番三	一九一・七三
広島市南区宇品神田一丁目四七八番三	六四七・九三
広島市南区宇品神田一丁目四七九番三	六五一・二三
広島市南区宇品神田一丁目四八〇番三	六五一・二三
広島市南区宇品神田一丁目四八一番三	六四七・九三
広島市南区宇品神田一丁目四八二番三	五一一・七〇
広島市南区宇品神田一丁目四八三番一	九二・五六
広島市南区宇品神田一丁目四八四番二	七二・七二
広島市南区宇品神田一丁目四七七番七	四五九・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目六九三番一	三八〇・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目六九四番二	四六六・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目六九五番一	九四二・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目六九六番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目六九七番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目六九八番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目六九九番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目七〇〇番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目七〇一番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目七〇二番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目七〇三番一	六九一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目七〇四番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目七〇五番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目七〇六番一	九六一・〇〇
広島市南区宇品神田一丁目七〇七番二	一、三八一・〇〇
広島市南区宇品東一丁目九二五番一	八六六・〇〇
広島市南区宇品東一丁目九二六番一	四一七・〇〇
広島市南区宇品東一丁目九二七番一	七〇〇・〇〇
広島市南区宇品東一丁目九二七番一	五五八・〇〇
広島市南区宇品御幸二丁目四一八番四	二、六八二・七〇

東広島市南区宇品神田二丁目六六七番二三	三三七・〇四
広島市南区宇品神田二丁目六六七番三五	一五四・五三
東広島市安芸津町三津字中河原四三八一番一	二、一三五・四〇
東広島市安芸津町三津字中河原四三八三番一	五〇二・〇〇
東広島市安芸津町三津字中河原四三八三番二	四九四・〇〇
東広島市安芸津町三津字中河原四三八八番	二、六四〇・六〇
東広島市安芸津町三津字上河原四三七五番一四	三二四・八一
東広島市安芸津町三津字東石指四六七九番五	四四三・七一
東広島市安芸津町三津字東石指四六七七番七	一七四・六一
東広島市安芸津町三津字竜王四四九九番一	三九四・六四
東広島市安芸津町風早字新開三一六五番二	一、〇二一・三八

二 建物

病院名	所在地	施設名称	延床面積 (㎡)
県立広島病院	広島市南区宇品神田二丁目	中央棟	五三、七五六・三四
		南棟	
		東棟	
		渡り廊下	
		北棟	
		管理棟	
		新東棟	
		臨時診察室	
		保育所	
		ボンベ庫	
		車庫	
		ポンプ室	
		ガバナールーム	
		ゴミ置場	
		守衛室	
		看護師宿舎	
		医療従事者宿舎	
県立安芸津病院	東広島市安芸津町三津	新棟	一一、二四七・八〇
		本館	
		車庫	
		ゴミ置場	
		院長公舎	
		医師公舎1号	
		倉庫	
		医師公舎2号	
		医師公舎3号	
		職員公舎	

(提案理由)

地方独立行政法人法第七条の規定により、県立広島病院、県立安芸津病院及び県立二葉の里病院の設置及び運営を行う地方独立行政法人広島県立病院機構を設立するため、同法人の定款を定めることについて、県議会の議決を求める。

県第四十七号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のおり包括外部監査契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 二 契約金額 一七、六四一、〇〇〇円を上限とする額
- 三 契約の相手方 松 浦 隆 敏（税理士）
- 四 契約期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 五 費用の支払方法 契約の定めるところによる。

(提案理由)

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査を実施するため、同法第二百五十二条の三十六第一項の規定により契約を締結することについて、県議会の議決を求める。